

滋賀県の公文書管理・
情報公開・個人情報保護

令和6年度(2024年度) 運用状況報告書

滋 賀 県

目 次

【第1章 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会について】	1
1 はじめに	2
2 審議会のあらまし	2
(1) 担当事務	2
(2) 組織・委員	2
(3) 審査請求に係る調査権限	3
(4) 審議会の設置の日	3
(5) その他	3
3 令和6年度における審議会の調査審議の状況	3
(1) 審査請求に関して諮問を受けた事案に係る調査審議および答申等の状況	3
(2) その他の事項に係る調査審議等の状況	3
審議会委員一覧	5
【第2章 公文書管理制度について】	6
第1 滋賀県の公文書管理制度	7
1 はじめに	7
2 公文書管理条例に基づく公文書管理制度の概要	8
(1) 公文書管理制度の対象となる機関	8
(2) 公文書管理制度の対象となる公文書等	8
(3) 現用公文書の管理に関する事項	8
(4) 特定歴史公文書等の保存、利用等に関する事項	9
(5) その他に関する事項	9
(6) 文書管理規程その他の関係規定	10
3 滋賀県立公文書館の概要	10
第2 令和6年度の公文書管理制度の運用状況	12
1 令和6年度の現用公文書に係る取組	12
(1) 令和2年4月1日に条例が施行した知事部局等	12
(2) 令和4年1月1日に条例が施行した公安委員会および警察本部	12
2 令和6年度の特定歴史公文書に係る取組（公文書館）	12
(1) 移管等の実施	12
(2) 歴史公文書管理システムの運用	12
(3) 特定歴史公文書等の管理等に関して令和5年度に実施した業務	12
3 現用公文書の管理の状況	13
(1) 令和6年度末における現用公文書の数量	13
(2) 令和5年度末に保存期間が満了し、移管対象と判断されたファイルのうち、現物が確認されなかったもの	13
(3) 令和5年度末に保存期間が満了したファイルのうち、システムに登録がされていなかったもの	13
(4) 令和5年度末に保存期間が満了したファイルのうち、誤廃棄等がされていたもの	13
4 特定歴史公文書等の保存、利用等に関する状況	14
(1) 令和6年度末における特定歴史公文書等の保存等の状況	14
(2) 令和6年度末における特定歴史公文書等の利用等の状況	15

【第3章 情報公開について】	16
第1 滋賀県の情報公開制度	17
1 はじめに	17
2 情報公開制度のあらまし	17
(1) 公文書公開制度	17
(2) 情報公開の総合的な推進	19
第2 令和6年度の情報公開制度の実施状況	22
1 公文書公開制度	22
(1) 公文書公開請求の件数(受付場所別・請求手段別)	22
(2) 公文書公開請求の処理状況	22
(3) 非公開理由の内訳	26
(4) 審査請求、審議会の審議および実施機関の処理の状況	26
2 県民情報室と警察県民センターの利用状況	29
【第4章 個人情報保護について】	30
第1 滋賀県の個人情報保護制度	31
1 個人情報保護制度の目的	31
2 個人情報保護制度の概要	31
(1) 個人情報の主な取扱い	31
(2) 自己情報の開示・訂正・利用停止	32
第2 令和6年度の個人情報保護制度の運用状況	33
1 個人情報ファイルおよび個人情報ファイル簿	33
2 保有個人情報の開示請求	34
(1) 開示請求の処理状況	34
(2) 不開示理由の内訳	36
3 保有個人情報の訂正請求	36
4 保有個人情報の利用停止請求	36
5 審査請求、審議会の審議および実施機関の処理の状況	36
6 県に関する苦情処理	38

第 1 章 滋賀県公文書管理・情報公開・ 個人情報保護審議会について

1 はじめに

滋賀県では、情報公開制度および個人情報保護制度の適切な運用を図るため、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「情報公開条例」という。）に基づき平成 13 年度（2001 年度）に滋賀県情報公開審査会を設置し、また、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき、平成 7 年度（1995 年度）に滋賀県個人情報保護審議会を設置して、それぞれ、審査請求に係る諮問事件の審議や制度運用に関する点検などを行ってきたところです。

令和元年度（2019 年度）には、公文書等の管理の適正な運用を図るため、滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年滋賀県条例第 4 号。以下「公文書管理条例」という。）に基づき、公文書管理に関する附属機関を設置することとなりました。

公文書の適正な作成および保存は情報公開制度や個人情報保護制度の基礎であり、これらの制度と公文書管理制度とは、いわば車の両輪ともいえる関係にあることから、制度の運営および改善に係る審議においても一体的な検討を可能とするしくみが望ましいこと、また、これらの制度における情報公開請求、個人情報の開示等の請求、特定歴史公文書等の利用請求に係る審査請求についての審議は、その目的や公開・非公開の判断基準、委員に求められる識見等の共通性が高いことなどに鑑み、既存の滋賀県情報公開審査会および滋賀県個人情報保護審議会を改組し、前述の 3 条例により附属機関の権限とされた事項を総合的に調査審議するため、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日に、新たに滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置しました。

2 審議会のあらまし

(1) 担任意務

ア 文書管理に関して知事が定める基準の策定や変更、現用公文書および特定歴史公文書等の廃棄に係る調査審議

イ 審査請求についての諮問に係る調査審議（公文書管理条例に基づく特定歴史公文書等利用請求・情報公開条例に基づく情報公開請求等・個人情報保護条例および個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報開示請求等）

ウ 個人情報の取扱いに関する個人情報の保護に関する法律に基づく審議会の意見聴取に係る調査審議、住民基本台帳法の規定に基づく事項に係る調査審議および建議ならびに特定個人情報保護評価に関する意見の聴取に係る調査審議
（平成 14 年（2002 年）8 月 5 日から、住民基本台帳法第 30 条の 40 第 1 項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会を兼ねています。）

エ 公文書の管理、情報公開および個人情報の保護に関する制度の運営、改善等に関する意見

(2) 組織・委員

ア 組織

審議会は、委員 14 人で構成しています。

担任意務に応じ、委員の一部で構成する部会を設けて調査審議を行っています。

名称	委員数	部会の担任事務
公文書等管理部会	8 人	(1) アに掲げる事務
審査部会（第一分科会および第二分科会で構成）	12 人（各分科会は 6 人）	(1) イに掲げる事務
個人情報保護部会	7 人	(1) ウに掲げる事務
特別分科会（旧滋賀県情報公開審査会の委員であった委員で構成、令和元年度（2019 年度）のみ設置）	7 人	旧滋賀県情報公開審査会からの継続案件（諮問第 146 号、第 147 号および第 149 号に係る事件）の調査審議

イ 委員

委員の任期は 3 年で、学識経験を有する者等知事が適当と認める者のうちから知事が任命しています。

委員の氏名等は、審議会委員一覧のとおりです。

(3) 審査請求に係る調査権限

ア 諮問実施機関に対する対象公文書等の提示およびその内容を分類・整理した資料の提出の要求

イ 審査請求人等に対する意見書・資料提出の要求その他必要な調査の実施

(4) 審議会の設置の日（滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の施行日）

本審議会は、公文書管理条例の施行（令和 2 年（2020 年）4 月 1 日）に先立ち、同条例の運用に関する基準等を定めるに当たり必要な調査審議を行うため、令和元年度に設置しています。

(5) その他

上記以外の運営に関する事項は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則または滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領に定めるほか、会長が審議会に諮って定めます。

3 令和 6 年度における審議会の調査審議の状況

(1) 審査請求に関して諮問を受けた事案に係る調査審議および答申等の状況

審査請求に係る令和 6 年度における調査審議の状況および結果については、情報公開制度および個人情報保護制度に区分して、第 3 章以降に記載しています。なお、公文書管理制度に係る特定歴史公文書等の利用請求についての審査請求はありませんでした。

(2) その他の事項に係る調査審議等の状況

ア 全体会

第 6 回（開催日：令和 6 年 8 月 6 日）

・令和 5 年度公文書管理・情報公開・個人情報保護の状況等の報告

イ 公文書等管理部会

(ア) 第 15 回（開催日：令和 6 年 8 月 6 日）

廃棄予定公文書の歴史公文書等該当性に係る審議会からの意見聴取の方法についての審議

(イ) 第 16 回（開催日：令和 6 年 10 月 8 日）

廃棄予定文書の歴史公文書該当性に係る滋賀県公文書等の管理に関する条例第 8 条第 3 項に基づく意見聴取についての審議、公文書館による二次選別結果の報告等

(ウ) 二次選別結果に対する審議会委員による質問等（10 月 8 日～11 月 15 日）

(エ) 第 17 回（開催日：令和 6 年 12 月 24 日）

廃棄予定文書に係る歴史公文書該当性についての審議、各審議会委員からの質問・意見等を踏まえた事務局による選別の考え方の整理および当該質問・意見等への回答の報告

(オ) 廃棄予定文書に係る公文書該当性についての意見書提出について（令和 6 年 12 月 27 日提出）

※ 意見書は滋賀県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyouhou/302709/323282.html>

ウ 個人情報保護部会

第 9 回（開催日：令和 6 年 8 月 27 日）

- ・ 特定個人情報保護評価第三者点検に係る状況報告
- ・ 令和 5 年度滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況の報告

審議会委員一覧

氏 名	分野	役職等(当時)	役職、所属部会
なか 中 むつみ 睦	法曹	弁護士	個人情報保護部会(代) 審査部会(第二(代))
なか い 中井 陽一		弁護士	公文書等管理部会 審査部会(第一(代))
かわしま 川嶋 しろう 四郎	大学教授 (法学)	同志社大学法学部・大 学院法学研究科教授	個人情報保護部会 審査部会(第二)
こたに 小谷 まり 真理		同志社大学 政策学部准教授	公文書等管理部会 審査部会(第一)
さ さ き 佐々木 たけし 健		京都大学大学院 法学研究科教授	会長 個人情報保護部会長 審査部会長(第二分科会長)
なか お 中尾 ゆうと 祐人		同志社大学 政策学部准教授	公文書等管理部会 審査部会(第一)
まる や ま 丸山 あつひろ 敦裕		関西学院大学大学院 司法研究科教授	公文書等管理部会(代) 審査部会((代)、第一分科会長)
しか ない 鹿内 み え 美恵子	行政関係者	行政書士	公文書等管理部会 審査部会(第二)
きた だ 北田 あきこ 明子	報道・ メディア	危機管理・広報AD、 ジャーナリスト	公文書等管理部会 審査部会(第一)
かわ む ら 川村 せつこ 節子	公募委員	公募委員	公文書等管理部会 個人情報保護部会 審査部会(第一)
なか じ ま 中島 ようこ 誉子	各界有識者	滋賀県商工会議所女性 会連合会副会長	個人情報保護部会 審査部会(第二)
や ま な か 山仲 みゆき 幸	教育関係者	元滋賀県総合教育セン ター所長	個人情報保護部会 審査部会(第二)
なら お か 奈良岡 そう ち 聰智	公文書関係	京都大学大学院 法学研究科教授	公文書等管理部会長
の ぐ ち 野口 たく 拓	電子情報 処理	立命館大学 情報理工学部教授	個人情報保護部会

※ 審査部会のかっこ内は所属する分科会を示す。

※ 所属部会名等の後の(代)は部会長または分科会長の職務代理者であることを示す。

第 2 章 公文書管理制度について

第 1 滋賀県の公文書管理制度

1 はじめに

県の公文書は、県行政の執行に必要であるだけでなく、県民に対する説明責任を果たし、あるいは地域や行政の歩みをたどるためにも必要なものであり、地方自治の本旨に則した県政を推進するためには、公文書を健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源と位置付け、その適正な取扱いを確保して、県民の知る権利を尊重することが重要です。

本県では、従前、知事部局、教育委員会事務局、警察本部など各々の組織において滋賀県文書管理規程その他の規程を定め、組織として使用する公文書を管理してきました。また、戦災や大規模災害の影響を免れた全国的にも貴重で価値の高い明治期から昭和戦前期までに作成された公文書については、歴史的文書と位置付けて平成 20 年（2008 年）6 月からその利用を進めてきました。

こうした中、平成 31 年（2019 年）3 月には、滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年滋賀県条例第 4 号。以下「公文書管理条例」という。）を制定して本県の公文書管理について基本的な事項を定め、一部例外を除き、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から施行したところです。

この条例は、県全体を対象として公文書等の管理に係る基本的な考え方を示し、併せて公文書の作成義務から保存を経て、廃棄または公文書館への移管に至るまでの公文書のライフサイクル全体を通じた全庁共通の基本的な仕組みやルールを定めるもので、その目的は、現用公文書の適正な管理および特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図ることにより、県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在および将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることにあります。

同条例では、公文書等を健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源と位置付け、県民の知る権利を尊重することが重要であるとの基本的な考え方を示すほか、具体的な制度として、公文書管理制度の運用に関して第三者の関与の仕組みを設け、公文書館に移管された公文書等に係る県民等の利用請求権を創設するなどしています。

また、公文書管理条例に関連する例規等として、滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例（平成 31 年滋賀県条例第 6 号）および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成 31 年滋賀県条例第 5 号）を公文書管理条例と併せて平成 31 年（2019 年）3 月に制定しています。

2 公文書管理条例に基づく公文書管理制度の概要

(1) 公文書管理制度の対象となる機関 [条例第1章(第2条第1項)]

- 知事 ■議会 ■教育委員会 ■選挙管理委員会 ■人事委員会
- 監査委員 ■公安委員会 ■警察本部長 ■労働委員会 ■収用委員会
- 海区漁業調整委員会 ■内水面漁場管理委員会 ■公営企業管理者
- 病院事業管理者 ■県が設立した地方独立行政法人（公立大学法人滋賀県立大学）

実施機関は滋賀県情報公開条例の実施機関と同じです。また、適切な文書管理について出資法人および指定管理者に対する努力義務を規定しています。

(2) 公文書管理制度の対象となる公文書等 [条例第1章(条例第2条第2項―第5項)]

公文書管理制度の対象となるのは、「現用公文書」および「特定歴史公文書等」です。

ア 「現用公文書」とは、実施機関の職員（県設立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、または取得した文書（図画、写真、マイクロフィルムおよび電磁的記録を含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。

ただし、①公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、②県立公文書館が管理する歴史公文書等（特定歴史公文書等）、③県立近代美術館などの県の施設や県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

イ 「歴史公文書等」とは、次に掲げる情報が記録された公文書その他の文書をいいます。

- (ア) 実施機関の組織および機能ならびに政策の検討過程、決定、実施および実績に関する重要な情報
- (イ) 県民の権利および義務に関する重要な情報
- (ウ) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報
- (エ) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、歴史的に重要な情報

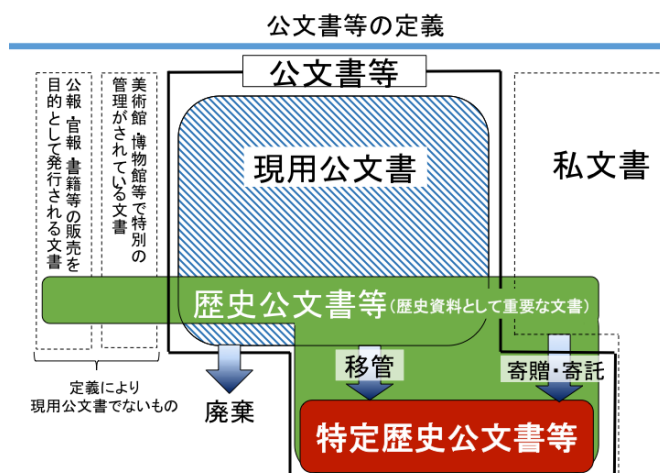
(3) 現用公文書の管理に関する事項 [条例第2章]

ア 文書の作成義務 [条例第4条]

職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程ならびに当該実施機関の事務および事業の実績を合理的に跡付け、または検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、実施機関が設ける文書管理規程で定めるところにより、文書を作成しなければなりません。

イ 現用公文書の整理 [条例第5条]

職員が現用公文書を作成し、または取得したときは、文書管理規程で定めるところにより、相互に密接な関連を有する現用公文書をファイルにまとめ、当該文書およびファイル



に 30 年以下の保存期間および保存期間の満了する日を設定します。また、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、文書管理規程で定めるところにより、公文書館への移管の措置または廃棄の措置をとるべきことを定めます。

ウ 現用公文書の保存〔条例第 6 条、第 7 条〕

1 年未満の保存期間が設定されたファイル等を除き、ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日および保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項を記載したファイル管理簿を作成し、インターネットの利用等の方法により公表します。

エ 移管または廃棄〔条例第 8 条〕

(ア) 保存期間が満了したファイル等は、公文書館に移管するか廃棄します。

(イ) 実施機関は、ファイル等を廃棄しようとするときはあらかじめ知事に報告し、知事は、当該報告に係るファイル等にまとめられた現用公文書が歴史公文書等に該当するか否かについて、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴きます。

オ 電子情報システムの利用および管理体制の整備〔条例第 9 条、第 10 条〕

実施機関は、現用公文書の管理を効率的に行うため電子情報システムの利用に努めます。

カ 文書管理規程〔条例第 11 条〕

実施機関は、知事があらかじめ審議会の意見を聴いて定める現用公文書の管理に関する基準を参酌して、文書管理規程を設けなければならないこととします。

(4) 特定歴史公文書等の保存、利用等に関する事項 〔条例第 3 章、第 4 章〕

ア 特定歴史公文書等の保存、利用等〔条例第 12 条―第 20 条〕

(ア) 特定歴史公文書等は公文書館で永久に保存し、目録を公表します。

(イ) 特定歴史公文書等について、利用を請求することができます。知事は、特定歴史公文書等の利用の制限を条例に基づいて行い、当該制限について時の経過を考慮します。

イ 特定歴史公文書等の利用の促進等〔条例第 22 条〕

知事は、特定歴史公文書等について、展示等のほか学校教育での活用や図書館等との連携等により、利用および調査研究の促進を図ります。また、市町に対して必要な情報の提供、助言その他の支援を行います。

ウ 審査請求〔条例第 25 条―第 28 条〕

利用請求に係る処分については審査請求ができ、知事は、審査請求があれば原則として審議会に諮問します。

(5) その他に関する事項 〔条例第 6 章〕

ア 雑則〔条例第 30 条―第 32 条〕

(ア) 知事は、毎年度、現用公文書の管理状況および特定歴史公文書等の保存、利用等に関する状況を取りまとめて公表します。

(イ) 県出資法人および県の公の施設の指定管理者は、保有する文書または管理を行う公の施設に係る文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(6) 文書管理規程その他の関係規定

公文書管理条例に基づく公文書管理に係る具体的な運用方法、基準、手続等は、次の規則等で定めています。

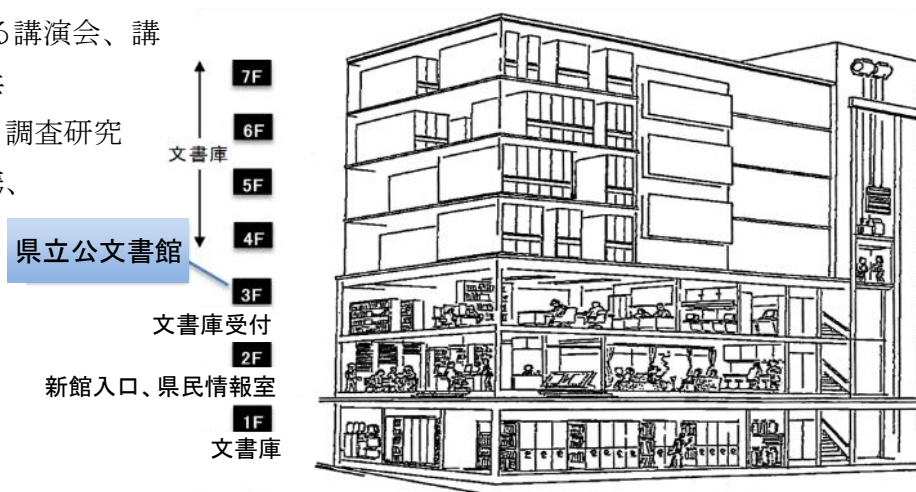
- ア 滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則(令和2年滋賀県規則第13号)
- イ 滋賀県公文書等の管理に関する条例の施行に伴う経過措置を定める規則(令和元年滋賀県規則第14号)
- ウ 滋賀県文書管理規程(平成17年滋賀県訓令第14号)その他の各実施機関の文書管理規程
- エ 滋賀県現用公文書の管理に関するガイドライン(令和2年1月31日決定)
- オ 滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準(令和2年3月26日県民活動生活課長決定)
- カ 特定歴史公文書等の利用に関する事務取扱要領(令和2年4月1日制定)
- キ 滋賀県立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱(令和2年5月12日制定)
- ク 出資法人の適正な文書管理の推進に関する指導指針(令和2年3月12日制定)および指定管理者の適正な文書管理の推進に関する指導指針(令和2年3月12日制定)

3 滋賀県立公文書館の概要

特定歴史公文書等を適切に保存し一般の利用に供するため、令和2年4月1日から、公の施設として県立公文書館を本庁舎内に設置しています。

県立公文書館が行う業務は、次のとおりです。

- (1) 特定歴史公文書等の収集、保存
- (2) 展示、インターネット等の利用による特定歴史公文書等の公開
- (3) 特定歴史公文書等に関する講演会、講習会等の開催による情報提供
- (4) 特定歴史公文書等に関する調査研究
- (5) 図書館、博物館等との連携、教育の場での活用等による特定歴史公文書等の利用促進
- (6) その他公文書館の設置の目的を達成するために必要な業務



位置	名称	面積	主な用途
4～7階	文書庫	各618㎡	文書保存箱で50,000箱収蔵可能
3階	滋賀県立公文書館	547㎡	特定歴史公文書等の閲覧、展示
	文書庫受付		文書庫利用の窓口
2階	県民情報室	275㎡	県民情報室の事務室、行政・統計資料等の開架閲覧
1階	文書庫、倉庫等	311㎡	主に図面・印刷物を収納

条例の構成	【第1章】総則 第1章 総則（目的・実施機関・定義等） 第2章 現用公文書の管理（作成・整理・保存・移管・廃棄等） 第3章 特定歴史公文書等の保存・利用等 第4章 審査請求 第5章 人材育成 第6章 雑則（管理状況等の公表・出資法人等の文書管理等）
条例の目的	【基本的考え方】 公文書等は県の諸活動および歴史的事実の記録であり、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源であることから、公文書等の適切な取扱いを確保して、県民の知る権利を尊重することが重要。 【直接の目的】 ①現用公文書の適切な管理 ②特定歴史公文書等の適切な保存・利用等 【究極の目的】 ①県政の適正かつ効率的な運営 ②現在および将来の県民に説明する責務の全う
条例の対象となる機関	知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部等、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人（県立大学） ※情報公開条例の実施機関と同じ

[illegible]

特定歴史公文書等の利用・審査請求の流れ

県民等(利用請求者)

① 目録の閲覧・利用希望
② 審査請求
③ 利用決定 ※
④ 審査請求 ※
⑤ 審査決定 ※
⑥ 審査決定 ※
⑦ 審査決定 ※

滋賀県立公文書館

① 目録の閲覧・利用希望
② 審査請求
③ 利用決定 ※
④ 審査請求 ※
⑤ 審査決定 ※
⑥ 審査決定 ※
⑦ 審査決定 ※

特定歴史公文書等の保存

・公文書館において永久に保存
・特定歴史公文書等について、その内容、保存状態等に応じ、適切な保存・利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存
・分類、名称その他必要な事項を記載した目録を作成し、公表
・特定歴史公文書等が歴史資料として重要でなくつたと認める場合は、第三者機関の意見を聴いて廃棄可能

特定歴史公文書等の利用促進等

・教育機関等との連携による特定歴史公文書等の利用促進
・図書館等との資料の相互貸借等による利用・調査研究の促進
・県内市町への情報提供、助言等その他の支援

第三者機関

移管先
実施機関

【第3・4章】

特定歴史公文書等の保存・利用等

第2 令和6年度の公文書管理制度の運用状況

1 令和6年度の現用公文書に係る取組

(1) 令和2年4月1日に条例が施行した知事部局等

ア 公文書管理条例第8条の規定に基づき、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて選別を行い、歴史公文書に該当すると判断した保存期間満了文書を公文書館に移管しました。

イ 職員に対して研修を実施し、公文書の作成義務をはじめ、公文書管理条例に基づく現用公文書の適正な管理を徹底しました。

(2) 令和4年1月1日に条例が施行した公安委員会および警察本部

「滋賀県公文書等の管理に関する条例」に関して全所属に対して教養を実施した上、執務資料を作成し、現用公文書の更なる適正な保管・管理の徹底を図りました。

2 令和6年度の特定期限公文書に係る取組（公文書館）

(1) 移管等の実施

ア 令和5年度末に保存期間が満了したことに伴い令和6年度末に移管したもの
2,252冊

イ 令和6年度に寄贈された文書 239点（前年度）37点 545.9%増

ウ 上記ア、イ以外に、令和6年度に受け入れた資料 27点（文書0冊、行政資料27点）
（前年度）22点 22.7%増

(2) 歴史公文書管理システムの運用

特定歴史公文書の効率的な管理および利用者の利便性向上のため、特定歴史公文書の一元的な管理およびインターネット上での目録検索やデジタルアーカイブの閲覧等を行えるシステムとして令和元年度に整備した標記システムを円滑に運用しました。

(3) 特定歴史公文書等の管理等に関して令和6年度に実施した業務

ア 歴史公文書に係る文書目録の作成 2,252冊 7,465件
（前年度）1,651冊 7,220件 36.4%増（冊単位）

イ デジタルアーカイブのデータ整備
8,232コマ（前年度）13,910コマ 40.8%減

ウ 企画展示の実施 3回

(ア) 幕末を生きた人々の残像～公文書に残る直筆書簡～

(イ) 湖国の宝が歩んできた道～文化財の危機と保護～

(ウ) 大正時代の出発と湖国の発展-新聞でたどる文化・社会-

エ 情報紙の発行 2回

(ア) 『滋賀のアーカイブズ』第16号（令和6年9月30日）

（第3回県史編さんだより）

(イ) 情報紙『滋賀のアーカイブズ』第17号（令和7年3月31日）

（第4回県史編さんだより）

オ 研究誌の発行 1回

『滋賀県史研究』創刊号（令和7年3月31日）

3 現用公文書の管理の状況

(1) 令和6年度末における現用公文書の数量

		(参考) 令和5年度	(参考) 令和4年度
(1) 令和5年度末に保存期間が到来したファイル数※ ¹	121,696 冊	121,769 冊	157,305 冊
(2) 令和5年度末に保存期間が満了したファイル数※ ²	97,099 冊	97,740 冊	104,167 冊
ア (2)のうち廃棄したファイル数	94,823 冊	96,083 冊	97,190 冊
イ (2)のうち移管したファイル数	2,252 冊	1,651 冊	6,969 冊
ウ (2)のうち選別中に保存期間を延長したファイル数	24 冊	6 冊	8 冊
(3) 令和6年度中に新たに登録されたファイル数※ ¹	104,025 冊	101,279 冊	107,888 冊
(4) 令和6年度末に登録されているファイル数※ ¹	1,159,816 冊	1,047,233 冊	1,101,263 冊

※¹ 県立大学のファイルを含みません。

※² 保存期間が到来したファイル数から保存期間を延長したファイル数を除いた数

(2) 令和5年度末に保存期間が満了し、移管対象と判断されたファイルのうち、現物が確認されなかったもの

1件 （前年度）4件

(3) 令和5年度末に保存期間が満了したファイルのうち、システムに登録がされていなかったもの

8件 （前年度）19件

(4) 令和5年度末に保存期間が満了したファイルのうち、誤廃棄等がされていたもの

ア 紛失 0件 （前年度）1件

イ 誤廃棄 0件 （前年度）1件

4 特定歴史公文書等の保存、利用等に関する状況

(1) 令和6年度末における特定歴史公文書等の保存等の状況

ア 特定歴史公文書 30,400 冊 (前年度) 28,148 冊 8.0%増

区分	数量		(参考) 前年度
明治期	4,188 冊		4,188 冊
大正期	1,601 冊		1,601 冊
昭和戦前期	3,313 冊		3,313 冊
昭和戦後期	14,900 冊		13,508 冊
平成期	6,343 冊		5,534 冊
令和期	55 冊		4 冊

イ 行政資料 708 点 (前年度) 681 点 4.0%増

ウ 寄贈・寄託文書 370 点 (前年度) 131 冊 182.4%増

エ デジタルアーカイブの画像数 42,917 コマ (前年度) 42,917 コマ 増減なし

(2) 令和6年度末における特定歴史公文書等の利用等の状況

事業内容		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	(参考) 令和5年度 計	(参考) 令和4年度 計	
利用	1.利用請求	請求件数	2	11	11	12	19	11	10	11	12	6	4	4	113	122	103	
		冊	3	0	69	58	125	49	63	68	100	24	49	6	614	994	688	
		資料件数	4	84	487	382	205	118	185	546	229	49	1,590	33	3,912	2,273	2,280	
	2.移管元実施機関	件	3	5	7	10	3	7	6	5	8	3	7	8	72	53	62	
		冊	22	44	29	54	12	48	23	26	32	17	35	32	374	270	149	
	3.簡便な利用	件	4	4	6	4	3	2	4	11	5	2	2	6	53	81	57	
		冊	8	6	20	8	7	2	13	50	19	12	5	12	162	223	169	
		資料件数	27	8	37	11	11	16	76	1,069	1,558	23	269	330	3,435	4,377	1,305	
	4.原本の特別利用	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		冊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		資料件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5.特別公務利用	件	0	0	0	0	0	1	1	2	0	2	1	1	8	3	5	
		冊	0	0	0	0	0	15	4	19	0	7	11	10	66	40	44	
	6.館外貸出	件	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0	5	1	6	
		冊	0	14	0	0	19	0	0	0	3	0	10	0	46	2	33	
	7.資料の利用	一般	人	21	17	32	19	33	89	16	65	37	19	16	44	408	272	202
		移管元実施機関	人	3	8	12	14	3	5	9	4	10	1	12	13	94	61	69
		合計	人(☆)	24	25	44	33	36	94	25	69	47	20	28	57	502	333	271
	8.写しの交付	来館	人	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	4	8	7
			枚	0	0	0	0	0	12	0	9	0	0	0	164	185	519	206
		郵送	人(☆)	0	1	4	4	6	3	1	0	1	1	0	1	22	17	17
			枚	0	66	1,513	220	133	250	5	0	1	6	0	74	2,268	1,995	1,900
		合計	人	0	1	4	4	6	4	1	2	1	1	0	2	26	25	24
			枚	0	66	1,513	220	133	262	5	9	1	6	0	238	2,453	2,514	2,106
	9.レファレンス	来館	人	10	8	12	6	7	3	4	5	4	2	5	5	71	114	190
		文書・電信	人	7	3	9	4	3	4	2	7	4	4	9	8	64	124	252
		合計	人(☆)	17	11	21	10	10	7	6	12	8	6	14	13	135	238	442
普及	10.展示見学	第1回県史編さん企画展	人	54	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	-	-
		展示15	人	0	53	219	125	97	81	0	0	0	0	0	0	575	-	-
		展示16	人	0	0	0	0	0	2	55	78	81	24	0	0	240	-	-
		第2回県史編さん企画展	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	38	70	127	-	-
		合計	人(☆)	54	101	219	125	97	83	55	78	81	43	38	70	1,044	651	837
	11.行事	講座	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		講演会	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		県庁見学	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
		その他	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	人(☆)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
	12.アクセス ユーザー数	ホームページ	件	0	0	0	0	5,705	4,759	4,149	5,052	5,769	1,062	4,000	7,444	37,940	2,465	9,361
		デジタル企画展示	件(☆)	0	0	0	0	300	364	241	305	207	235	161	233	2,046	420	2,543
	13.X (旧ツイッター)	フォロワー数	人	1,202	1,202	1,202	1,219	1,232	1,232	1,232	1,232	1,234	1,243	1,245	1,241	1,241	1,187	1,068
		フォロワー増加数	人	15	0	0	17	13	0	0	0	2	9	2	-4	54	119	167
利用者数(☆の合計)		人	95	138	288	172	449	551	328	464	344	305	241	374	3,749	1,813	4,421	

※アクセスユーザー数については集計サービスの終了により4月～7月の集計ができていません。8月より新しい集計方法で集計を再開しました。

第3章 情報公開について

第 1 滋賀県の情報公開制度

1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和 62 年（1987 年）10 月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和 63 年（1988 年）4 月から公文書公開を実施してきました。平成 12 年（2000 年）10 月には、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されたことなどを踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、「滋賀県情報公開条例」（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下、本編において「条例」という。）を制定し、平成 13 年（2001 年）4 月 1 日から施行しています。

県では条例前文にも示されている、「県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則である」という理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県政運営の透明性の確保に努めながら、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

2 情報公開制度のあらまし

(1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

ア 公文書公開制度を実施する機関 [条例第 2 条第 1 項]

■知事 ■議会 ■教育委員会 ■選挙管理委員会 ■人事委員会
■監査委員 ■公安委員会 ■警察本部長 ■労働委員会 ■収用委員会
■海区漁業調整委員会 ■内水面漁場管理委員会 ■公営企業管理者
■病院事業管理者 ■県が設立した地方独立行政法人（公立大学法人滋賀県立大学）

イ 公開請求の対象となる公文書 [条例第 2 条第 2 項]

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、①公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、②県立美術館などの県の施設や県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成 11 年（1999 年）10 月 1 日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成 14 年（2002 年）4 月 1 日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

ウ 公開請求権者 [条例第 4 条]

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも公開請求をすることができます。

エ 公開請求の方法〔条例第5条〕

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書公開請求書」を実施機関に提出することにより行うことができます。提出は、来庁していただく他、ファックス、郵送、しがネット受付サービス（滋賀県のホームページから利用できる電子申請）により行うこともできます。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県内12か所）は警務課がこの窓口となっています。

オ 非公開情報〔条例第6条〕

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

(7) 個人に関する情報〔第1号〕

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

(4) 行政機関等匿名加工情報または削除情報〔第1号の2〕

個人情報保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限り）または行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等もしくは同条第2項に規定する個人識別符号

(ウ) 法人等に関する情報〔第2号〕

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

(イ) 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報〔第3号〕

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(オ) 法令または条例の規定により非公開とされる情報〔第4号〕

法令等の規定により非公開とされている情報

(カ) 審議、検討または協議に関する情報〔第5号〕

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

(キ) 事務の円滑な実施を困難にする情報〔第6号〕

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

カ 部分公開〔条例第7条〕

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

キ 公益上の理由による裁量的公開〔条例第8条〕

公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができるものとされています。

ク 公文書の存否に関する情報〔条例第 9 条〕

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができるかとされています。

ケ 公開請求に対する決定および決定期限〔条例第 10 条・第 11 条・第 12 条〕

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日（収受年月日の翌日を起算日とする。）から 15 日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならないとされています。また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から 15 日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30 日を限度として決定期間を延長することができるかとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」（条例第 12 条）の規定があります。

コ 公開の実施および費用負担〔条例第 15 条・第 16 条〕

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴は無料ですが、公文書の写しの交付に要する費用および送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

サ 審査請求〔条例第 3 章〕

実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求をすることができます。

実施機関は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報審議会（平成 30 年度（2018 年度）までは滋賀県情報公開審査会）に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うこととなります。

(2) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

ア 情報提供制度

(7) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室において、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

(4) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成 12 年度（2000 年度）から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県刊行物の有償頒布を実施しています。

(9) 「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」に基づく情報提供

平成 18 年度（2006 年度）末に「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」を制定（平成 19 年度（2007 年度）施行）し、滋賀県ホームページへの情報の掲載や県民情報室等での情報の縦覧を推進しています。なお、本要綱の施行により、知事、副知事、各実施機関の長、本庁各部長等の交際費の支出状況もホームページに掲載しています。

イ 県民政策コメント制度

滋賀県では県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成 12 年度（2000 年度）から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています（所管：総務部行政経営推進課）。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (7) 県の基本構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (4) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃に係る案の策定（迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。）

ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成 12 年度（2000 年度）から運用しており、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています（所管：総務部人事課）。

(7) 会議の開催の周知

公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室に掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。

(4) 公開の方法

会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、条例第 29 条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」（平成 13 年 1 月 31 日制定）を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

(7) 対象となる出資法人

対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。

- a 県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している法人（b に掲げる法人を除く。）
- b 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 4 項に規定する法人に該当する法人

(4) 出資法人において実施する情報公開制度

- a 出資法人の経営状況等に関する資料の公表

(7) a または b に該当する全ての出資法人が対象となっています。

- b 出資法人がその保有する文書について、条例に準じて規程等で定める公開制度（文書公開制度）の実施

(7) a に該当する出資法人のうち県が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人および (7) b に該当する法人のうち県が資本金等の 2 分の 1 に相当する額以上の

額の債務を負担している法人が対象となっています。

オ 指定管理者の情報公開

滋賀県では、公の施設の管理を行う指定管理者について、当該業務の公共性にかんがみ、条例第 30 条の規定に基づき、「指定管理者の情報公開の推進に関する指導指針」（平成 17 年 9 月 13 日制定）を定めて、指定管理者の情報公開を推進しています。

第2 令和6年度の情報公開制度の実施状況

1 公文書公開制度

(1) 公文書公開請求の件数（受付場所別・請求手段別）

令和6年度の公文書公開請求件数は1,057件で、前年度の1,277件より220件（17.2%）減少しました。公文書公開請求は、来庁、ファクシミリ、郵送、しがネット受付サービスにより行うことができ、しがネット受付サービスによる請求は、323件と全体の30.5%を占めています。

(2) 公文書公開請求の処理状況

公開請求に対しては、請求の対象となる公文書を保有する主務課所が公開や一部公開等の決定を行います。実施機関別の請求件数は、知事に対するものが733件と全体の69.3%を占めています。請求に対する決定等の状況は表1-1のとおりです。

表1-1 公文書公開請求の件数および公開決定等の処理状況

実 施 機 関		請求件数		決定件数						(参考) 令和5年度	(参考) 令和4年度
		請求 件数	取下げ 件数	公開	一部 公開	非公開			合計		
						(非公開情報)	(不存在)	(その他)			
知事		733	55	451	496	6	40	0	993	1,069	1,050
	知事公室			4	3	1	2	0	10	5	8
	総合企画部			11	12	2	3	0	28	11	19
	総務部			20	10	1	5	0	36	37	60
	文化スポーツ部			7	10	0	1	0	18	6	18
	琵琶湖環境部			77	77	0	9	0	163	234	206
	健康医療福祉部			20	31	0	6	0	57	66	72
	子ども若者部			5	15	0	3	0	23		
	商工観光労働部			21	12	0	0	0	33	13	23
	農政水産部			29	48	0	3	0	80	81	119
	土木交通部			257	274	2	6	0	539	615	525
	会計管理局			0	4	0	2	0	6	1	0
議会				3	0	1	2	0	0	0	3
教育委員会		35	4	26	7	0	1	0	34	38	50
	事務局			26	7	0	1	0	34	38	46
	その他の機関			0	0	0	0	0	0	0	1
	県立学校			0	0	0	0	0	0	0	3
選挙管理委員会		11	0	4	6	0	1	0	11	30	8
人事委員会		1	0	1	0	0	0	0	1	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

実 施 機 関	請求件数		決定件数						(参考)	(参考)
	請求 件数	取下げ 件数	公開	一部 公開	非公開			合計	令和 5 年度	令和 4 年度
					(非公開情報)	(不存在)	(その他)			
警察本部長	215	8	1	101	11	101	0	214	211	198
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	46	1	21	27	0	0	0	48	34	42
病院事業管理者	7	0	5	2	0	0	0	7	19	12
県立大学	6	0	4	2	0	0	0	6	4	0
合計	1,057	68	514	643	17	143	0	1,317	1,408	1,377

注 1 「取下げ件数」は、「請求件数」の内数です。

2 「(非公開情報)」は、条例第 6 条各号の非公開情報であることを理由に公文書の全部が非公開となった件数です。条例第 9 条に基づく存否応答拒否を含みます。

3 「(不存在)」は、公文書が存在しないことを理由に非公開となった件数です。

4 「(その他)」は、公開請求に形式上の不備がある場合で、補正に応じなかったことを理由に非公開となったものの等です。

※ (請求件数－取下げ件数) と決定件数

本県では、1 件の請求が複数の主務課所にわたるものである場合、原則として主務課所ごとに決定を行っています。そのため、(請求件数－取下げ件数) よりも決定件数が多くなっています。

表1-2 公文書公開請求に対する知事部局決定内訳

所 属	件数	所 属	件数	所 属	件数
知事公室 計	10	下水道課	16	イノベーション推進課	2
秘書課	2	森林政策課	2	労働雇用政策課	2
広報課	2	森林保全課	17	女性活躍推進課	1
防災危機管理局	5	びわ湖材流通推進課	1	観光振興局	1
消防学校	1	自然環境保全課	6	高等技術専門校	1
総合企画部 計	28	最終処分場特別対策室	2	男女共同参画センター	1
企画調整課	3	琵琶湖博物館	3	農政水産部 計	80
万博推進室	2	環境事務所 (4)	5	農政課	2
新駅問題対策・特定プロジェクト推進室	2	森林整備事務所 (6)	30	みらいの農業振興課	3
高等教育振興課	2	下水道事務所 (2)	70	畜産課	3
国際課	1	健康医療福祉部 計	57	水産課	4
県民活動生活課	6	健康福祉政策課	3	耕地課	9
C02 ネットゼロ推進課	6	医療政策課	8	農村振興課	3
人権施策推進課	1	健康危機管理課	5	農業農村振興事務所 (7)	50
DX 推進課	1	健康しが推進課	10	家畜保健衛生所	3
統計課	1	医療福祉推進課	4	農業技術振興センター	1
東京本部	1	障害福祉課	1	畜産技術振興センター	2
消費生活センター	2	薬務課	4	土木交通部 計	539
総務部 計	36	生活衛生課	5	監理課	11
総務課	6	医療保険課	3	技術管理課	23
人事課	1	健康福祉事務所 (3)	4	交通戦略課	4
行政経営推進課	3	精神保健福祉センター	1	道路整備課	30
総務事務・厚生課	1	食肉衛生検査所	1	道路保全課	42
財政課	2	動物保護管理センター	4	都市計画課	17
税政課	6	総合保健専門学校	1	住宅課	6
市町振興課	1	看護専門学校	1	建築課	57
びわこボートレース局	2	近江学園	1	流域政策局	19
西部県税事務所	13	衛生科学センター	1	(大津土木事務所)	43
自動車税事務所	1	子ども若者部 計	23	(南部土木事務所)	61
文化スポーツ部 計	18	子ども若者政策・私学振興課	9	(甲賀土木事務所)	35
文化芸術振興課	3	子どもの育ち学び支援課	1	(東近江土木事務所)	47
文化財保護課	6	子育て支援課	2	(湖東土木事務所)	32
スポーツ課	4	子ども家庭支援課	5	(長浜土木事務所)	35
国スポ・障スポ大会局	3	子ども家庭相談センター (4)	5	(長浜土木木之本支所)	50
美術館	2	淡海学園	1	(高島土木事務所)	27
琵琶湖環境部 計	163	商工観光労働部 計	33	会計管理局 計	6
環境政策課	3	商工政策課	1	管理課	3
琵琶湖保全再生課	2	産業立地課	3	会計課	2
循環社会推進課	6	中小企業支援課	21	工事検査課	1

注 地域ごとに同種の地方機関がある場合は合計を記載しています。〈 〉内は決定をした事務所の数です。土木事務所

は請求件数が多いため、事務所ごとの内訳も列挙しています。

表 1－3 公文書公開請求に対する議会決定内訳

所 属	件数
総務課	3

※決定した所属のみ掲載しています。

表 1－4 公文書公開請求に対する教育委員会決定内訳

所 属	件数	所 属	件数
教育総務課	1	幼小中教育課	1
教職員課	22	特別支援教育課	4
高校教育課	5	保健体育課	1

※決定した所属のみ掲載しています

表 1－5 公文書公開請求に対する選挙管理委員会決定内訳

所 属	件数
選挙管理委員会事務局	11

表 1－6 公文書公開請求に対する人事委員会決定内訳

所 属	件数
人事委員会事務局	1

表 1－7 公文書公開請求に対する警察本部決定内訳

所 属	件数	所 属	件数
警務部	201	交通部	3
生活安全部	3	警察学校	1
刑事部	3	警察署	3

※決定した所属のみ掲載しています

表 1－8 公文書公開請求に対する公営企業管理者決定内訳

所 属	件数
経営課	4
施設整備課	30
浄水課	14

表 1－9 公文書公開請求に対する病院事業管理者決定内訳

所 属	件数
経営管理課	1
総合病院	5
精神医療センター	1

※決定した所属のみ掲載しています

表 1－10 公文書公開請求に対する県立大学決定内訳

所 属	件数
県立大学事務室（総務課）	6

※決定した所属のみ掲載しています。

(3) 非公開理由の内訳

一部公開決定・非公開決定の非公開理由（不存在・その他を除く。）は、「法人等に関する情報」、「個人に関する情報」、「事務事業支障情報」の順に多く、これら3つが非公開理由の大半（97％）を占めています。

表 2 非公開理由の内訳

非 公 開 理 由	件数	適用率(%)
個人に関する情報（条例第6条第1号該当）	310	36.7
行政機関等匿名加工情報または削除情報 （条例第6条第1号の2該当）	0	0.0
法人等に関する情報（条例第6条第2号該当）	373	44.1
公共安全支障情報（条例第6条第3号該当）	5	0.6
法令秘情報（条例第6条第4号該当）	3	0.4
審議検討情報（条例第6条第5号該当）	16	1.9
事務事業支障情報（条例第6条第6号該当）	138	16.3
合 計	845	100.0

注1 不存在の場合や1件の決定で複数の非公開理由が適用されているものがあるため、一部公開決定・非公開決定の件数を上回っています。

2 「適用率（％）」の合計は、小数点以下の処理の関係で100%にならない場合があります。

(4) 審査請求、審議会の審議および実施機関の処理の状況

<審議会の概要>

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会は、学識経験者や一般公募者等14人以内の委員で組織し、3つの部会（審査部会、公文書等管理部会、個人情報保護部会）で構成される地方自治法第202条の3の規定に基づく附属機関です。非公開決定等について審査請求があった場合に実施機関から諮問を受けたときは、審査部会が、実施機関が行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正中立な立場から建議を行います。

審査部会には2つの分科会が置かれており、審査部会に属する委員のうちから審査部会長が指名する6人の委員で組織されています。

なお、令和元年度（2019年度）のみ、従前の滋賀県情報公開審査会から継続して旧優生保護法関連の諮問案件の審議、答申を行うための特別分科会が置かれていました。

表3 審査請求の実施機関の処理状況

3-1 行政不服審査法に基づく審査請求、実施機関の処理の状況

状況 請求年度	請求 件数	諮問前		諮問係属件数		裁 決 前 取 下 げ	裁 決 処 理 中	審査請求に対する裁決						
		取 下 げ	未 諮 問	審 査 部 会 諮 問 中	取 下 げ			認 容	一部認容		棄 却	一部 棄却 一部 却下	却 下	
									一部 棄却	一部 却下				
令和6年度 新規審査請求	19	0	9	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度からの 継続案件	30	0	0	24	0	0	1	5	0	1	0	4	0	0
合 計	49	0	9	33	1	0	1	5	0	1	0	4	0	0

3-2 審議会（審査部会）の審議の状況

状況 諮問年度	諮問 件数	諮問 取下げ	審査部会の処理							
			審議中	取 消	答申		棄 却	一部 棄却 一部 却下	却 下	
					一部 棄却	一部 却下				
令和6年度 新規諮問	15	1	14	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの 繰越	25	0	19	6	0	1	0	5	0	0
合 計	40	1	33	6	0	1	0	5	0	0

表4 審査部会諮問案件の令和6年度処理状況（答申済み、情報公開条例関係）

諮問番号 【答申番号】	実施機関 (処分庁)	内容および処理状況	審議会の 判断	実施機関 の処理
諮問(情)第21号 【(情)第24号】	知事 (健康寿命推 進課)	「受動喫煙のない社会促進会議（滋賀県たばこ対策推進会議専門部会）に係る文書の全て（会議の議事録や資料だけでなく、設置要領の作成に係る文書など設置されるに至る経緯に係る文書も含む）」の公文書一部公開決定に対する審査請求 令和3年3月2日 諮問 令和6年7月4日 答申	棄却	棄却

諮問(情)第27号 【(情)第25号】	知事 (健康寿命推進課)	「健康寿命推進課が保有する受動喫煙のない社会促進会議（滋賀県たばこ対策推進会議専門部会）の開催案内及び復命書の一式（ただし〇〇〇〇付け滋健寿第〇〇〇〇号で公開の対象とされた文書以降のもの）」の公文書一部公開決定に対する審査請求 令和3年8月6日 諮問 令和6年7月4日 答申	棄却	棄却
諮問(情)第28号 【(情)第26号】	知事 (健康寿命推進課)	「健康寿命推進課が保有する令和2年度第2回「受動喫煙のない社会促進会議」の復命書および滋賀県たばこ対策推進会議や受動喫煙のない社会促進会議について、県民等からの意見や問合せまた県の回答が分かる文書」の公文書一部公開決定に対する審査請求 令和3年8月6日 諮問 令和6年7月4日 答申	棄却	棄却
諮問(情)第33号 【(情)第27号】	知事 (健康寿命推進課)	「健康寿命推進課が保有する「受動喫煙のない社会促進会議」の開催案内及び復命に係る文書（令和3年度）資料に係る文書を含む」の公文書一部公開決定に対する審査請求 令和4年4月11日 諮問 令和6年7月4日 答申	棄却	棄却
諮問(情)第34号 【(情)第28号】	公安委員会 (警察本部長)	「2020年3月より特定屋外喫煙場所を再設置するに至る検討・意思決定過程が分かる文書や通達・連絡文書」の公文書一部公開決定に対する審査請求 令和4年5月13日 諮問 令和6年7月4日 答申	一部取消	一部認容
諮問(情)第35号 【(情)第29号】	知事 (広報課)	「2020年4月10日付けで申し込まれた「知事への手紙」のうち、「県政へのご意見、ご提案など」が「滋賀県警は全面禁煙になっている」で始まるものについて、意見内容や県の回答(あれば)が分かる文書」の公文書非公開決定に対する審査請求 令和4年7月28日 諮問 令和7年3月31日 答申	棄却	裁決待ち

※ 各答申の全文(非公開情報を除く。)は、滋賀県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyouhou/koukai/10716.html>

表 5 審査部会の開催状況(情報公開条例関係)

会議	開催日	審議した案件
第 33 回第二分科会	令和 6 年 6 月 13 日	諮問(情)第 21 号、ほか 5 件
第 34 回第二分科会	令和 6 年 9 月 9 日	諮問(情)第 35 号、第 36 号
第 35 回第二分科会	令和 6 年 11 月 18 日	諮問(情)第 35 号、第 36 号
第 36 回第二分科会	令和 7 年 1 月 30 日	諮問(情)第 35 号、第 36 号、第 37 号
第 37 回第二分科会	令和 7 年 3 月 18 日	諮問(情)第 36 号、第 38 号

2 県民情報室と警察県民センターの利用状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室では、刊行物、行政関係資料、統計資料等を配架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度（パブリックコメント）に係る資料などを公表しています。警察本部でも警察県民センターを設け、警察関係の資料等を排架し、閲覧、複写等を行っています。

令和 6 年度における県民情報室と警察県民センターの利用状況や情報提供の状況は、表 6 のとおりです。

表 6 令和 6 年度の県民情報室と警察県民センターの利用状況

窓 口		県民情報室	警察県民センター	合 計	(参考) 令和 5 年度	(参考) 令和 4 年度
利用者数（人）		1,921	13	1,934	2,090	3,046
内訳	来室	1,880	8	1,888	2,050	2,987
	文書	6	3	9	12	8
	電話	35	2	37	28	51
情報提供件数（件）		1,921	13	1,934	2,090	3,049
内訳	案内相談	320	0	320	412	566
	閲覧	739	0	739	753	1,165
	資料提供	810	13	823	900	1,274
	貸出	52	0	52	25	44
写しの交付（件）		98	13	111	147	330

第 4 章 個人情報保護について

第 1 滋賀県の個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の目的

平成 7 年（1995 年）3 月 17 日に「滋賀県個人情報保護条例」（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）を制定し、同年 10 月 1 日から施行していたところ、令和 3 年（2021 年）5 月 19 日に「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下本編において「法」という。）が一部改正されたことにより、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から滋賀県にも法が適用されることとなりました。法の適用を受けて、法の施行に関し必要な事項を定めるものとして、「滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和 5 年滋賀県条例第 4 号。以下本編において「条例」という。）などを施行しています。

法においては、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出ならびに活力ある経済社会および豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 個人情報の主な取扱い

(7) 個人情報の保有（法第 61 条）

法令(条例を含む。)の定めに従い適法に行う事務または業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができます。

個人情報の利用目的については、当該個人情報がどのような事務または業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければいけません。

また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはいけません。そのため、個人情報が保有される個人の範囲および個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならぬとされています。

(イ) 利用目的の明示（法第 62 条）

本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、取得状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合などを除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないとされています。

(ウ) 不適正な利用の禁止（法第 63 条）

違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはなりません

(エ) 個人情報の取得（法第 64 条）

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません。

(オ) 正確性の確保（法第 65 条）

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去または現在の実事と合致するよう努めなければなりません。

(カ) 利用および提供の制限（法第 69 条）

原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供して

はならないことになっています。

(キ) 個人情報ファイル簿の作成・公表（法第 75 条）

行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければなりません。

(ク) 行政機関匿名加工情報の作成（法第 109 条）

行政機関等匿名加工情報は、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部または一部を加工して得られる匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者からの提案を受けて、個人の権利利益の保護に支障を生ずるおそれがない範囲で、行政機関等匿名加工情報を作成することができます。

(2) 自己情報の開示・訂正・利用停止

(7) 開示請求権（法第 76 条）

何人も、行政機関等に対し、当該行政機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

(イ) 訂正請求権（法第 90 条）

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該行政機関に対し、その訂正（追加または削除を含む。）の請求をすることができます。

(ウ) 利用停止請求権（法第 98 条）

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が法の定めに違反して保有、取得、利用または提供されていると思料するときは、当該行政機関に対し、その利用の停止、消去または提供の停止を請求することができます。

(エ) 審査請求があった場合の手続（法第 104 条～法第 108 条）

行政機関が行った開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報審議会に諮問をし、答申を受けて、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うことになります。

第2 令和6年度の個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報ファイルおよび個人情報ファイル簿

行政機関が保有している個人情報ファイルについて、法第75条および条例第3条第1項の規定に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表しています。

個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものです。

保有個人情報とは、職務上作成し、または取得した情報であって、職員が組織的に利用するものとして当該行政機関が保有しているものをいいます。

表7 個人情報ファイル簿件数

実施機関	件数	実施機関	件数
知事	1,209	選挙管理委員会	1
知事公室	66	人事委員会	1
総合企画部	86	監査委員	0
総務部	59	公安委員会	1
文化スポーツ部	27	警察本部長	37
琵琶湖環境部	130	労働委員会	7
健康医療福祉部	392	収用委員会	4
子ども若者部	9	海区漁業調整委員会	1
商工観光労働部	173	内水面漁場管理委員会	1
農政水産部	128	公営企業管理者	1
土木交通部	130	病院事業管理者	27
会計管理局	9	県立大学	8
教育委員会	188	-	-
合 計			1,486

2 保有個人情報の開示請求

(1) 開示請求の処理状況

何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができます。

令和6年度は、前年度に比して17件増加し、203件の請求がありました（9％増）。

表8-1 開示請求の件数および開示決定等の処理状況

実 施 機 関	請求件数		決定件数						(参考) 令和 5年度 合計	(参考) 令和 4年度 合計
	請求 件数	取下げ 件数	開示	一部 開示	不開示			合 計		
					(非開示 情報)	(不存在)	(その他)			
知事	55	0	27	24	0	5	0	56	47	35
知事公室			1	0	0	0	0	1	1	1
総合企画部			0	1	0	0	0	1	2	0
総務部			4	0	0	2	0	6	1	3
文化スポーツ部			0	0	0	0	0	0	0	0
琵琶湖環境部			0	1	0	0	0	1	0	1
健康医療福祉部			14	2	0	1	0	17	39	27
子ども若者部			0	20	0	2	0	22		
商工観光労働部			0	0	0	0	0	0	1	1
農政水産部			6	0	0	0	0	6	3	0
土木交通部			1	0	0	0	0	1	0	1
会計管理局			1	0	0	0	0	1	0	1
教育委員会	13	0	4	8	0	1	0	13	10	48
事務局			3	8	0	1	0	12	4	3
その他の機関			0	0	0	0	0	0	0	0
県立学校			1	0	0	0	0	1	6	45
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	89	1	0	240	3	2	0	245	81	81
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	46	0	39	6	0	1	0	46	37	50
県立大学	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
合計	203	1	70	278	3	9	0	360	178	214

- 注 1 「取下げ件数」は、「請求件数」の内数です。
- 2 「（非開示情報）」は、法第 78 条各号の非公開情報であることを理由に公文書の全部が非開示となった件数です。法第 81 条に基づく存否応答拒否を含みます。
- 3 「（不存在）」は、公文書が存在しないことを理由に非開示となった件数です。
- 4 「（その他）」は、開示請求に形式上の不備がある場合で、補正に応じなかったことを理由に非開示となったもの等です。
- ※ （請求件数－取下げ件数）と決定件数
 本県では、1 件の請求が複数の主務課所にわたるものである場合、原則として主務課所ごとに決定を行っています。そのため、（請求件数－取下げ件数）よりも決定件数が多くなる場合があります。

表 8—2 開示請求に対する知事部局決定件数

所 属	件数	所 属	件数
知事公室 計	1	子ども若者部 計	22
広報課	1	子ども若者政策・私学振興課	1
総合企画部 計	1	子ども家庭支援課	2
消費生活センター	1	中央子ども家庭相談センター	6
総務部 計	6	彦根子ども家庭相談センター	6
総務課	1	大津・高島子ども家庭相談センター	7
市町振興課	5	農政水産部 計	6
琵琶湖環境部 計	1	農政課	6
森林保全課	1	土木交通部 計	1
健康医療福祉部 計	17	東近江土木事務所管理調整課	1
健康しが推進課	2	会計管理局 計	1
精神保健福祉センター	15	管理課	1

表 8—3 開示請求に対する教育委員会決定件数

所 属	件 数
教職員課	3
幼小中教育課	9
県立学校	1

表 8—4 開示請求に対する警察本部決定件数

所 属	件 数
警務部	31
生活安全部	67
刑事部	49
交通部	6
警察署	92

表 8—5 開示請求に対する病院事業庁決定件数

所 属	件 数
総合病院	39
小児保健医療センター	2
精神医療センター	5

(2) 不開示理由の内訳

一部開示決定や不開示決定の不開示理由（不存在・その他を除く。）は、「開示請求者以外の個人に関する情報」、「事務事業支障情報」、「公共安全支障情報」の順に多く、これら3つが不開示理由の大半（99.4%）を占めています。

表9 不開示理由の内訳

不開示理由	件数	適用率(%)
生命等を害するおそれがある情報（法第78条第1号該当）	3	0.4
開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第2号該当）	274	35.7
法人等に関する情報（法第78条第3号該当）	1	0.1
国の安全等に関する情報（法第78条第4号該当）	0	0.0
公共安全支障情報（法第78条第5号該当）	232	30.2
審議、検討または協議情報（法第78条第6号該当）	0	0.0
事務事業支障情報（法第78条第7号該当）	257	33.5
合 計	767	100.0

注1 不存在の場合や1件の決定で複数の不開示理由が適用されているものがあるため、一部開示決定または不開示決定の処理件数とは一致しません。

2 「適用率(%)」の合計は、小数点以下の処理の関係で100%にならない場合があります。

3 保有個人情報の訂正請求

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加または削除を含む。）の請求をすることができます。令和5年度は警察本部長あてに4件請求があり、4件とも不訂正決定がされています。なお、直近の令和6年度については請求がありませんでした。

4 保有個人情報の利用停止請求

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が条例に違反して保有、取得、利用または提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止、消去または提供の停止を請求することができます。令和6年度は前年度と同様に請求がありませんでした。

5 審査請求、審議会の審議および実施機関の処理の状況

<審議会の概要>

審議会は、実施機関から諮問された事項の審議、個人情報保護制度の運営および改善に関する事項についての建議ならびに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による意見の聴取に係る事項の調査審議を行うこととなっています。

また、平成14年（2002年）8月5日から住民基本台帳法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会を兼ねています。

表 11 審査請求の処理状況

11-1 行政不服審査法に基づく審査請求、実施機関の処理の状況 (単位：件)

状況 請求年度	請求 件数	諮問前		諮問係属件数		裁 決 前 取 下 げ	答 申 後 未 処 理		審査請求に対する裁決					
		取 下 げ	未 諮 問	審 査 部 会 諮 問 中	取 下 げ				認 容	一部認容		棄 却	一部 棄却 一部 却下	却 下
										一部 棄却	一部 却下			
令和6年度 新規審査請求	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度からの 継続案件	6	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0
合 計	10	0	0	8	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0

11-2 審議会（審査部会）の審議の状況

状況 諮問年度	諮問 件数	諮問 取下げ	審査部会の処理							
			審議中	取 消	答申		棄 却	一部 棄却 一部 却下	却 下	
					一部 棄却	一部 却下				
令和6年度 新規諮問	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの 繰越	6	0	4	2	0	0	0	0	2	0
合 計	10	0	8	2	0	0	0	0	2	0

11-3 審査部会諮問案件の令和6年度処理状況(答申済み、個人情報保護条例関係)

諮問番号 【答申番号】	実施機関 (処分庁)	内容および処理状況	審議会の 判断	実施機関の 処理
諮問(個)第14号 【(個)第14号】	教育委員会 (教育総務課)	「面談等の記録等」の一部訂正決定に対する審査請求 令和4年5月24日 諮問 令和6年11月1日 答申 令和6年11月29日 裁決	原処分 妥当	一部棄却、 一部却下
諮問(個)第15号 【(個)第15号】	教育委員会 (教育総務課)	「面談等の記録等」の一部訂正決定に対する審査請求 令和4年5月24日 諮問 令和6年11月1日 答申 令和6年11月29日 裁決	原処分 妥当	一部棄却、 一部却下

※ 各答申の全文(非公開情報を除く。)は、滋賀県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyouhou/hogo/22482.html>

表 12 審議会の開催状況

回	開催日	審 議 事 項
第 29 回 第一分科会	令和 6 年 8 月 1 日	諮問(個)第 14 号および第 15 号の審議
第 30 回 第一分科会	令和 6 年 10 月 3 日	諮問(個)第 14 号、第 15 号、第 16 号および第 17 号の審議
第 31 回 第一分科会	令和 6 年 12 月 19 日	諮問(個)第 16 号、第 17 号および第 18 号の審議
第 32 回 第一分科会	令和 7 年 3 月 7 日	諮問(個)第 16 号および第 17 号の審議

6 県に関する苦情処理

県は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めることとなっています。

令和 6 年度における苦情処理件数は、0 件でした。